

露店等の開設届出書

江津邑智消防組合火災予防条例の一部を改正し、多数の者の集合する催しにおいて、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、店舗数に関係なく所轄の消防署へ「露店等の開設届出書」の届出と消火器の設置を義務付けました。

平成26年4月1日施行

★「多数の者の集合する催し」とは

一時的に一定の場所に不特定多数の集客が予想されるものが対象となります。

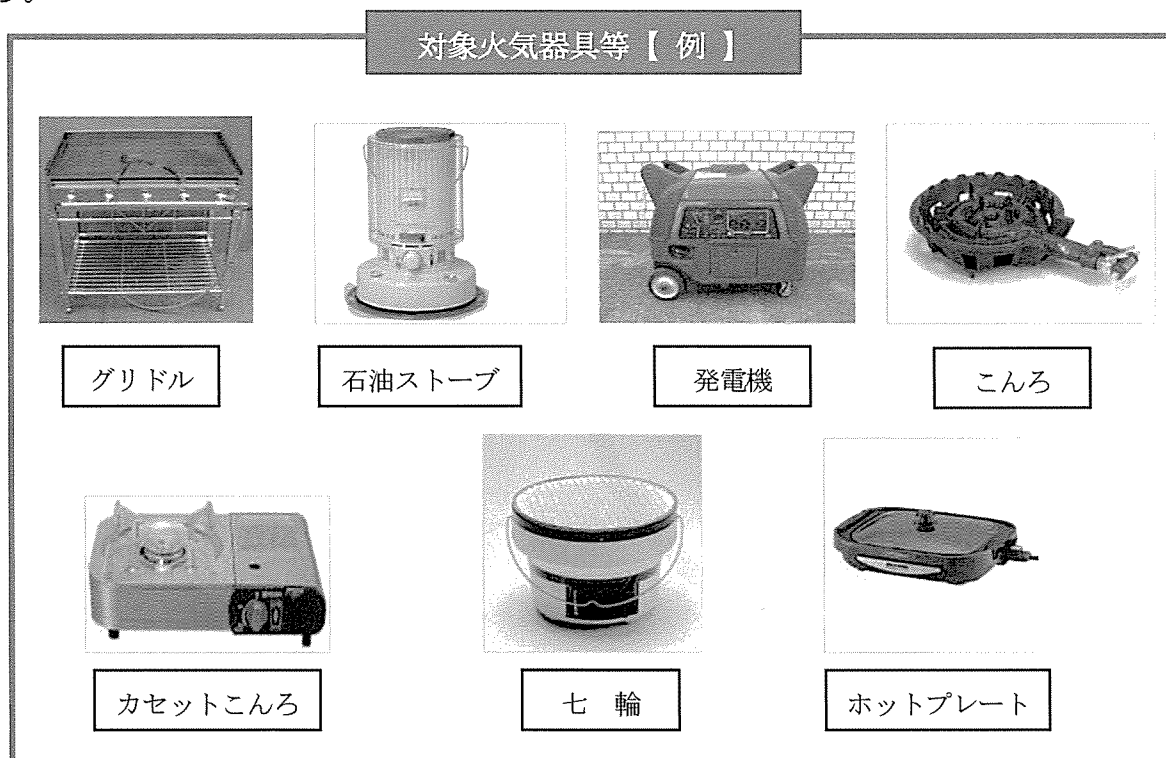
- ・該当するもの：神社などで露天商などが出店する祭礼、自治会などが開催する夏祭り、盆踊り大会、保育園等の子供会などで開催し不特定多数の者が出入りする催し
- ・該当しないもの：近親者によるバーベキュー、保育園等で父母が主催する行事などで、相互に面識がある者だけが参加する催し

★「露店等」とは

・屋外における祭礼又は各種団体等が主催する催物において、露店、屋台店その他これらに類する店を開設し、物品等を販売又は提供するものです。

★「対象火気器具等」とは

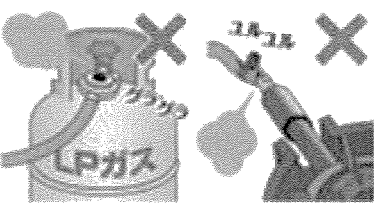

・気体、液体、固体の燃料を用いて使用する器具や電気を熱源として使用する器具が対象となります。



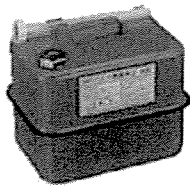
★消火器の設置基準

- ・国家検定品で「3型（能力単位1）以上」（ノズルを有するもので住宅用消火器は除きます）
- ・1対象器具に対し1本準備する。ただし、同一のテントなどで複数の対象火気器具を使用する場合は、1テントにつき1本とできる場合がある。

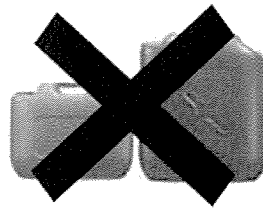
★LPガス容器の注意点

<p>容器バルブの誤開放に注意しましょう!</p> <p>容器バルブの誤開放が、ガス漏れ事故の大きな原因になっています。使用する際はガス器具と正しく接続されていることを確認しましょう。</p> 	<p>接続部分の“ゆるみ”に注意しましょう!</p> <p>ゴムホースや調整器の接続部分に“ゆるみ”がないか確認しましょう。またホースを取り外す時には容器バルブの閉め忘れにご注意ください。</p> 	<p>容器は転倒しないよう固定しましょう!</p> <p>容器が転倒すると、バルブや調整器の接続部分が破損し、ガスが漏れるおそれがあります。転倒しないよう鎖等でしっかり固定しましょう。</p> 
---	--	---

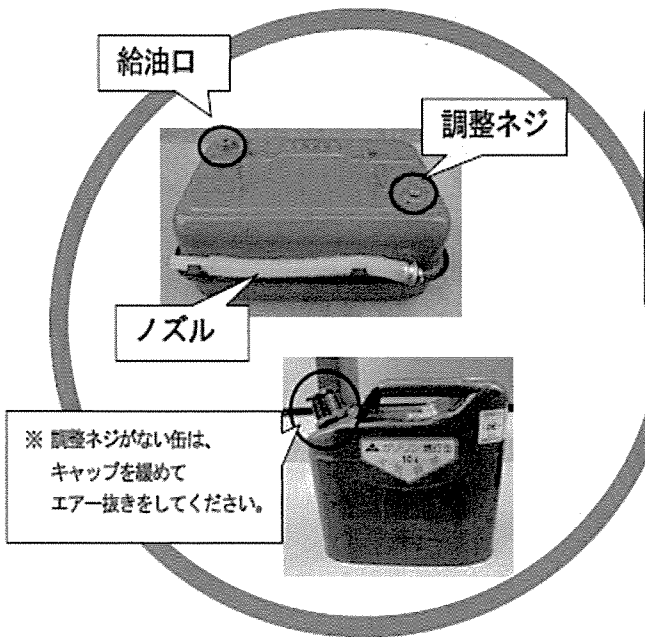
★ガソリンの貯蔵及び給油時の注意点



ガソリンの貯蔵に適した容器の例
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例
(樹脂製容器は火災危険性が高い)



給油の際には、調整ネジを緩めて、缶内の圧力を下げ、吹きこぼしがないよう注意しましょう!

エンジンが移動中の機械への給油は絶対行わないようにお願いします!



- ★周囲の安全を確認
- ★フタを開ける前に
 - ① エンジン停止
 - ② エア抜きをする
- ★高温の場所禁止

【お問い合わせ先】 最寄りの消防署又は出張所